

市からの 連絡帳



10月は、市民税・都民税普通徴収第3期の納期です。
 ~納付には、便利な口座振替を~
 納税課 田(☎042-460-9832)

届出

住民基本台帳カードの交付

市内に住所を有する方で、希望されるすべての方の申請に基づき、住民基本台帳カード(以下、住基カード)を発行します。

個人情報の保護を図り、虚偽による取得を防ぐため、住基カード申請時の本人確認を厳格に行っています。運転免許証で本人確認を行う際には、運転免許証の暗証番号が必要になります。

◆申請方法

時・場 午前9時~11時30分、午後1時~4時30分・市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)

申請できる方 本人のみ

必要なもの

本人確認書類

【即日交付】(1)運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、愛の手帳のうち1点(必須)、(2)健康保険証などの本人確認書類

【照会交付】上記(1)の顔写真の貼付してある証明書などをお持ちでない

方は、照会書を自宅に郵送する方法で本人確認をさせていただきますので、健康保険証などをお持ちください。

印鑑 申請6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景、縦4.5cm×横3.5cmの写真(Bタイプのみ)

写真は市民課で撮影可(無料)

手数料 500円

市民課 田(☎042-460-9820)

保(☎042-438-4020)

公的個人認証サービス

現在インターネットを利用して行政機関へ申請手続きなどが行える電子申請サービスが普及しています。

インターネットを利用してさまざまな行政手続きを行う際、他人による「なりすまし」や通信途中での「改ざん」が行われていないことを行政機関が確認する機能が必要になります。

公的個人認証サービスとは、ICカード(住民基本台帳カード)に格納するやり方で電子証明書を交付し、他人によるなりすまし申請や、通信途中での改ざんを防ぐ機能を提供するものです。

公的個人認証を利用した電子申請には、ICカードリーダー(市販)・住基カードなどが必要となります。

西東京市の住基カードは接触型・非接触型のどちらもお使いいただけます。

◆公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方へ、更新のお知らせ

電子証明書の有効期間は手続きの日から起算して3年間です。有効期間が満了し失効した場合は、国税の電子申告などの電子申請・届出に使うことができなくなります。更新を希望される方は、市民課で手続きを行ってください。

なお、現在の電子証明書が失効した後でも、新しい電子証明書の発行を受けることができます。

◆申請方法

時・場 午前9時~11時30分、午後1時~4時30分・市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)

必要なもの

住民基本台帳カード

本人確認のために必要な書類(顔写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートのほか官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書[※])

本人確認書類の住所は、住民登録と一致している必要があります。

印鑑 手数料500円

市民課 田(☎042-460-9820)

保(☎042-438-4020)

国保・税

市税、国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時10月15日(土)・23日(日)

午前9時~午後4時

場市税・納税課(田無庁舎4階)

国民健康保険料(税)・保険年金課(田無庁舎2階)

窓口は田無庁舎のみです。

内市税、国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行[※]と納税課 田(☎042-460-9832)

保険年金課 田

(☎042-460-9824)

国民健康保険被保険者証(保険証)を更新しました

10月1日から有効の保険証を9月中旬から世帯主あてに簡易書留でお送りしました。

配達日に不在のため、郵便局で保管されていた保険証が保管期間経過により戻ってきています。郵便物などお預かりのお知らせをお持ちの方は、お知らせと身分証明書(免許証・パスポート・旧保険証・医療証[※])・印鑑を持参し、保険年金課(田無庁舎2階)でお受け取りください。

なお、諸事情などにより田無庁舎

~今年度から新たに公的年金等からの特別徴収(引き落とし)対象者になられた方へ~

65歳(昭和20年4月3日~昭和21年4月2日生まれ)の年金受給者で、市民税・都民税が課税されている方・66歳以上の年金受給者で今年度から公的年金等からの特別徴収対象者になられた方は10月から特別徴収がはじまります。 市民税課 田(☎042-460-9827・9828)

公的年金等を受給されている65歳(昭和20年4月3日~昭和21年4月2日生まれ)の方および66歳以上で今年度から公的年金等からの特別徴収が開始される方には、今年8月までは納付書などにより市の窓口や金融機関で市民税・都民税を納付していただいていたが、公的年金等から算出される市民税・都民税につ

いては、10月支給の公的年金等から1回目の特別徴収(引き落とし)が開始となります。

この年金特徴の対象となる方には、6月10日(金)に発送した納税通知書にてお知らせしています(図1)。

公的年金等からの特別徴収とは?

公的年金等受給者の納税の便宜を図る観点から、厚生労働大臣(日本年金機構)などの公的年金等の支払者が、65歳以上の納税義務者に支給される公的年金等から市民税・都民税を引き落とし、納税義務者に代わって直接、支払者が市へ納付する制度です(以下「年金特徴」といいます)。

年金特徴される税額について納付書での納付は選択できるか?

平成23年10月以降は、年金特徴の対象となる方すべてについて、公的年金等からの引き落としのみとなるため、納付書での納付は選択できません(口座振替の選択もできなくなります)。

公的年金等以外の収入がある場合の納付方法は?

年金特徴されるのは、公的年金等から算出される市民税・都民税のみのため、公的年金等以外の収入(給与所得、事業所得、不動産所得[※])がある方は、その収入から算出される市民税・都民税は、年金特徴されず、10月以降も普通徴収分が残ります。10月以降の納付方法、時期などについては、納税通知書でご確認ください。

年金特徴の具体的な徴収方法は?

初めて年金特徴の対象となる年度(初年度=平成23年度)は、納税義務者ご本人に納めていただく普通徴収と、年金支給時に引き落とす年金特徴になります。

また、年金特徴のうち翌年4月・6月・8月は次年度(平成24年度)分市民税・都民税として徴収します。これを仮特別徴収といいます。

仮特別徴収をすることによって継続して年金特徴の対象となる次年度以降は、普通徴収分がなくなり、公的年金等から算出される税額がすべて年金特徴になります。

■図1 納税通知書3ページ(※6月10日にお送りしたものと一部表記を変更しています。) 例:平成22年中の収入が公的年金のみで、平成23年度市民税・都民税の合計額が21,000円の方の場合

例:平成23年度の年税額が21,000円 (納税通知書3ページ)

市民税・都民税 課税明細書(1) (単位:円)

合計年税額	21,000
徴収方法	給与特別徴収税額 年金特別徴収税額 普通徴収税額
変更前	
変更後	10,500 10,500

◎普通徴収の方法により徴収する各納期の税額及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	平成23年6月30日	平成23年8月31日	平成23年10月31日	平成24年1月31日
期別税額(A)	5,500	5,000		
充当額(B)				
納付済税額(C)				
納めて頂く税額(A)-(B)-(C)	5,500	5,000		

◎公的年金から特別徴収の方法により徴収する税額及び徴収月

徴収月	仮特別徴収税額			特別徴収税額		
変更前						
変更後(D)				3,500	3,500	3,500
徴収済税額(E)						
差引徴収税額(D)-(E)				3,500	3,500	3,500

◎次年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収)

徴収月	平成24年4月	平成24年6月	平成24年8月
徴収税額	3,500	3,500	3,500

◎特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

種類	老齢基礎年金	支払者の名称	厚生労働大臣
----	--------	--------	--------

(A)の欄(年金特徴)に数字が印字されている場合、年金特徴の対象となる方であることを示しています。

6月30日まで・8月31日までに、窓口や口座振替にて、納税義務者ご本人に納めていただいた税額です。

10月以降支給の年金から引き落としされる税額です(100円未満の端数が出た場合は10月分にまとめることになっています)。

(B)平成23年12月分・平成24年2月分と同額を次年度(平成24年度)分市民税・都民税として特別徴収します。これを仮特別徴収といいます。